

大和市告示第70号

大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱（平成20年大和市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「対する助成事業を実施するため、助成金を支出する」を「対して助成を行う事業（以下「助成事業」という。）を実施する」に改める。

第2条第1号中「大和市内」を「市内」に改める。

第3条第1項中「事業」を「助成事業」に改め、同項ただし書中「助成しない」を「助成の対象としない」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 入所児童の健康診断（1月単位で継続的に入所している児童及び週1回以上の定期的な一時預かりの児童を対象に、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準ずる項目を検査する健康診断をいう。）
- (2) 調理担当職員等の保菌検査（調理又は調乳を担当する施設の職員を対象に、原則として毎月実施する赤痢菌検査を含んだ項目の保菌検査（ぎょう虫検査を除く。）をいう。ただし、6月から9月までに実施するものにあつては、^オ157（腸管出血性大腸菌）検査を含むものに限る。）
- (3) 施設賠償責任保険（1月単位で継続的に入所している児童を対象に、施設の欠陥、管理の不備、保育中の監督不注意等によって生じた事故により施設が当該児童に対して法律上の賠償責任を負った場合に、施設の負担する損害賠償金を対象とする保険をいう。）

第3条第2項中「前項の事業」を「助成事業」に改める。

第4条中「前条に規定する助成事業の」を削り、「次に」の次に「掲げる助成事業の区分に応じ、当該各号に定める方法に」を加え、同条第1号中「入所児童の健康診断受診料」を「入所児童の健康診断」に改め、「うち、」の次に「いずれか」を加え、同条第2号中「調理担当職員等の保菌検査料」を「調理担当職員等の保菌検査」に改め、「うち、」の次に「いずれか」を加え、同条第3号中「施設賠償責任保険料」を「施設賠償責任保険」に改め、「うち、」の次に「いずれか」を加える。

第5条第1項中「設置者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「次に掲げる手続に

より請求するものとする」を「届出保育施設助成金交付請求書に助成金算出内訳書その他必要書類を添えて、次に掲げる助成事業の区分に応じ、当該各号に定める日までに、市長に申請しなければならない」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 入所児童の健康診断及び調理担当職員等の保菌検査（当該年度の４月から９月までに実施した分に限る。） １０月３１日

(2) 入所児童の健康診断及び調理担当職員等の保菌検査（当該年度の１０月から３月までに実施した分に限る。）並びに施設賠償責任保険 ３月３１日

第５条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２ 市長は、前項各号に掲げる助成事業のうち調理担当職員等の保菌検査に係る経費にあつては、施設が支出する予定の経費の額が書類により確認できるときは、当該経費について助成することができる。この場合において、前条及び次条中「支出した額」とあるのは、「支出する予定の額」と読み替えるものとする。

３ 前項の規定により助成金の交付を受けた施設の設置者は、現に支払った額が確認できる書類を、第１項第１号に掲げる助成事業にあつては１１月１５日までに、同項第２号に掲げる助成事業にあつては翌年度５月１５日までに市長に提出しなければならない。この場合において、当該助成金の額が現に支払った額を上回ったときは、当該設置者は、当該助成金の額から現に支払った額を控除した額を、市長に遅滞なく返還しなければならない。

第６条中「次のとおり」を「申請者が支出した額を証明する書類その他市長が必要と認める書類及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 入所児童の健康診断 健康診断受診児童名簿

(2) 調理担当職員等の保菌検査 保菌検査結果表の写し（実施した職員の氏名が記載されたもの）

(3) 施設賠償責任保険 保険証書の写し

第７条の見出しを「（報告）」に改め、同条中「助成金の交付を受けている、又は受けようとする設置者」を「申請者（第５条第１項の規定による申請を行っていない者であつて、当該年度中に同項の規定による申請を行おうとするものを含む。次条において同じ。）」に改める。

第８条中「助成金の交付を受けようとする、又は受けている設置者」を「申請者」に改める。

第９条を次のように改める。

（返還）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受け、若しくは受けようとしたとき、又は第5条第2項の規定による助成金の交付を受けた交付決定者が同条第3項の規定による書類の提出を同項に規定する期限までに行わなかったときは、当該申請者又は当該交付決定者に対し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第10条第1項中「設置者」を「交付決定者」に改め、同項ただし書中「一支部、一支社、一支所」を「1支部、1支社、1支所」に改め、同条第2項中「設置者」を「交付決定者」に改める。

第11条第1項中「助成金の交付を受けた設置者」を「交付決定者」に改める。

第12条中「設置者」を「交付決定者」に改める。

第13条中「及び助言」を削り、「について」の次に「は」を加える。

第15条の見出しを「（委任）」に改める。

別表第1届出保育施設利用者支援事業費、調理担当職員等の保菌検査料の項中「検体郵送料」を「施設が負担することとなる検体の郵送料」に、「120円」を「140円」に改め、同表届出保育施設利用者支援事業費、施設賠償責任保険料の項中「や」を「又は」に改める。

別表第2第1号様式の項中「届出保育施設助成金交付請求書（前期）」を「届出保育施設助成金交付請求書」に改め、同表第2号様式の項中「助成金算出内訳書（前期）」を「助成金算出内訳書」に改め、同表第3号様式の項及び第4号様式の項を削り、同表様式番号の欄中「第5号様式」を「第3号様式」に、「第6号様式」を「第4号様式」に、「第7号様式」を「第5号様式」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。